

個人情報取り扱いについて
(自治会編)

雲仙市

(総合窓口課)

平成28年12月

はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が平成17年4月に施行されましたが、その後、自治会での活動・行事を行うなかで、会員名簿を作成したい、又は、名簿は作成しているが異動があり古くなったので最新の状態にしたい場合に、「個人情報だから・・・。」と連絡先や住所を提供することを拒む方が増え、名簿を作成することが難しくなっている自治会も多いのではないのでしょうか。

会員名簿は、適正に取得された個人情報をもとに作成・管理を行えば、個人情報保護法に違反するわけではありません。

この「個人情報の取り扱いについて（自治会編）」では、自治会での会員把握のための名簿作成などについて、必要な事柄を掲載していますので、今後の自治会活動に役立てていただければ幸いです。

目 次

1. 個人情報保護に関する基礎知識	1
(1) 個人情報保護法とは？	1
(2) 個人情報とは？	1
(3) 自治会との関係は？	1
2. 会員名簿の作り方	2
(1) 名簿の内容を検討する	2
(2) 個人情報を取得する	2
(3) 名簿を利用・管理する	3
3. Q&A～こういう場合はどうすればいい？～	4
4. 資料編	6
5. 別紙「世帯（家族）カード」	

1. 個人情報保護に関する基礎知識

(1) 個人情報保護法とは？

個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。個人情報を適正に取得することやその個人情報を何に使うか利用の目的を明確にすることなどが定められています。

(2) 個人情報とは？

個人情報とは、住所、氏名、生年月日、家族構成など、「特定の個人」を識別することができる情報をいいます。他の情報と容易に照合することができ、それにより「特定の個人」を識別することができるようなものも含まれます。

(3) 自治会との関係は？

個人情報保護法は、今まで5,000人以下の個人情報を取り扱う団体（自治会を含む。）等については適用外とされており、雲仙市内の自治会には該当する自治会はありませんでしたが、今後（平成29年6月までに）は、5,000人以下の自治会や老人会、PTA等の団体についても法が適用されることとなります。

したがって、自治会において会員名簿を作成したり更新する場合は、会員の個人情報を適正な方法で取得するとともに、名簿の利用目的をできる限り特定し、自治会員にその旨を知らせ、個人（又は世帯）から同意を得る必要があります。

2. 会員名簿の作り方

(1) 名簿の内容を検討する

自治会会員名簿を作成するにあたり、利用目的と収集する個人情報の内容を明確にする必要があります。

例えば、利用目的は「自治会の管理運営のため」、「親睦を目的とした連絡のため」、「緊急時の安否確認のため」、収集する個人情報は「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」などです。

まずは、利用目的および収集する個人情報の内容を検討しましょう

(2) 個人情報を取得する

個人情報は、本人から収集するのが原則です。そのためには、会員に名簿の利用目的をお知らせし、同意を得たうえで情報を提供してもらいましょう。

個人情報の取得（同意を得る）方法として、世帯（家族）カード（※別紙）などの提出をお願いすることが考えられます。

◆本人の同意が得られない場合は・・・

趣旨を十分説明しても全く同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応が必要ですが、一部の項目のみ（例えば氏名のみなど）同意が得られた場合は、その項目だけは名簿に載せることができます。

※法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合などは、個人情報を収集し取り扱うことが可能ですが、会員名簿には記載しないなど、取り扱いには十分注意しましょう。

(3) 名簿を利用・管理する

① 名簿の利用

名簿の情報は、個人情報収集した際にお知らせした利用目的の範囲内で利用しましょう。

もし、利用目的以外にも個人情報を利用したい場合は、特別な場合を除き、改めて本人から同意を得る必要があります。

例えば、自治会が取得した個人情報を学校などの第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。なお、次の場合は本人の同意がなくても自治会で管理している名簿を第三者に情報提供することが可能です。

◆本人の同意がなくても、第三者に情報提供できる場合

①法令に基づく場合

刑事訴訟法による捜査など

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

大規模災害時や事故等の緊急時における負傷者情報の提供など

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合

児童相談所等への児童虐待のおそれのある家庭情報の提供など

④ 国や地方公共団体等に協力する場合

国の機関等が法令で定める事務を行うことへの協力など

◎ 名簿の管理

名簿の管理については、「管理責任者（自治会長又は書記会計など）」、「保管場所（自治会長宅又は書記会計宅など）」、「脱退の場合の破棄方法や時期」などをあらかじめ決めておき、会員に周知しておきましょう。

3. Q&A～こういう場合はどうすればいい？～

Q1 同意を求める場合、どこまでの情報を求めていますか？

できるだけ必要最低限の情報にとどめた方が同意が得られやすいと思われますので、住所、氏名、生年月日、電話番号を基本として下さい。利用目的を明確にして同意があればその他の情報（例えば、高齢者の場合は緊急時の対応としてかかりつけの病院名、家族等の連絡先など）も可能です。ただし、宗教や政治、本籍地に関する事は法律で禁止されています。

Q2 総会資料などに会員名簿を添付してもいいですか？

総会資料に添付することをお知らせして、同意を得た個人情報であれば、問題はないと思われます。（※生年月日の記載は嫌がる方も多いため避けた方が無難です。）

ただし、営業目的に使用されないよう、名簿上に「会員以外の人の手には渡ることのないよう、取り扱いに十分に注意し、他の利用は禁じます。」など、注意事項を明記し、会員への周知を徹底しましょう。

Q3 現在作成している名簿の取り扱いは？

現在会員名簿を作成されている場合は、自治会の総会等で利用目的や名簿の管理について周知し、同意を得る方法も考えられますが、「総会に参加していない」、「聞いてない、よく分からなかった」、「その目的には同意していない」など、後で問題となる場合を考慮し、改めて書面で同意をもらい、それを残した方がよいでしょう。

自治会総会などで名簿の利用目的や管理等について説明したうえで、書面での同意として世帯（家族）カード（※別紙）などの提出をお願いする方法が考えられます。

Q4 氏名や生年月日確認のため住民基本台帳の閲覧をしたい。

世帯（家族）カードなどにより同意を得た個人情報について、漢字氏名が
あっているか、生年月日が未記入のため確認したいなど、住民基本台帳を
閲覧したい場合があるかと思われませんが、閲覧は敬老会の対象者把握のため
などに限られていますので、それ以外の目的で閲覧することはできません。

また、市役所から名簿等により情報を提供することもできませんので、不
足する情報については必ず本人又は家族から提供してもらって下さい。

Q5 敬老会の準備のため市から名簿を提供してほしい。

個人情報は本人から収集するのが原則であるため、法令に基づく場合など特
別な場合を除き、市から名簿を提供することはできませんが、自治会が行う敬
老会の対象者把握のためであれば、住民基本台帳の閲覧は可能であるとされて
いますので、自治会長が「住民基本台帳の閲覧申請」を行い、収集してくださ
い。ただし、閲覧により収集した個人情報は敬老会のみ限定し、会員名簿に
は記載しないなど、取り扱いには十分注意しましょう。

※自治会未加入者への加入促進等の目的では、住民基本台帳の閲覧はできませ
ん。

4. 資料編

名簿の作成・管理を行う際は、自治会で作成された規約（会則）等に「個人情報保護の取り扱い」を盛り込み、「個人情報取扱方法」を作成するなどの工夫が必要です。以下に文書例を示しますので参考にして下さい。

◎規約（会則）等への盛り込み

（個人情報保護の取り扱い）

第●条 本会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

◎個人情報取扱方法

〇〇自治会 個人情報取扱方法

（平成〇〇年〇月〇日総会議決）

（目的）

第1条 この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会は、会長が「世帯（家族）カード」や「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、続柄、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

（利用）

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）会費請求、管理、その他文書の送付など
- （2）会員名簿の作成及び自治会活動の推進
- （3）敬老会等の対象者把握
- （4）緊急時の連絡

（管理）

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、厳正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供）

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合
- （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合